

会社法改正

～コーポレート・ガバナンス関係の対応事項を中心に～

弁護士 寺崎 大介

1. はじめに

平成26年6月20日に成立し、同月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下「改正法」)及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同年法律第91号)により、会社法について、平成18年の施行以来初めての本格的な改正が行われることとなりました(以下「本改正」)。

改正法の施行時期は、立法担当者によれば平成27年4月又は5月のいずれかを予定しているとのことであり、特にコーポレート・ガバナンスに関する改正点については、否応なく対応せざるを得ない事項も存在しますので、本レターでは、本改正の概要に加え、特に上場会社において対応が必要な事項について、経過措置等を踏まえて概説することとします。

2. コーポレート・ガバナンスの強化に関する改正のポイント

(1) 社外取締役を置くことが相当でない理由の説明

会社法の改正にあたっては、取締役会の業務執行者に対する監督機能を強化するため、社外取締役をより積極的に活用すべきという指摘を受け、社外取締役の導入を促進することが大きなテーマとして挙がっていたものの、平成24年9月7日に法制審議会においてとりまとめられた「会社法制の見直しに関する要綱案」(以下「要綱案」)においては、社外取締役の選任を義務づけることは見送られ、附帯決議により、あくまで金融商品取引所の規則において対処することとされていました¹⁾。

改正法では、事業年度末において監査役会設置会社(公開会社かつ大会社であるものに限る)であって、その発行する株式について有価証券報告書提出義務のある会社は、社外取締役を置いていない場合には、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を当該事業年度に関する定時株主総会において、説明しなければならないこととなりました(法327条の2)。

要綱案では、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告の内容として記載することとされていましたが、その後の議論の過程で、定時株主総会における説明義務が追加されました。このため、仮に株主からの質問がなくても、会社は積極的に口頭で説明する必要があると考えられることから、今後の株主総会運営においても注意が必要です。

また、今後改正される法務省令(会社法施行規則)において、事業報告への「社外取締役を置くことが相当でない理由」の記載だけでなく、社外取締役を置いていない会社が社外取締役の候補者を含まない取締役の選任議案を株主総会に提出する場合には、参考書類にも「社外取締役を置くことが相当でない理由」を記載しなければならないことが規定される予定です。

さらに、立法担当者の解説によれば、これらの「社外取締役を置くことが相当でない理由」の記載方法について、個々の会社の各事業年度等における事情に応じて行わなければならない、社外監査役が2名以上あることのみをもって「相当でない理由」とすることはできないことを規定する方向で検討中とのことです。これらの説明義務は、いわゆるComply or explainの考え方に立つものであるため、社外取締役の選任に向けた動きが一層加速することになるのではないかと考えられます²⁾。

重要なのは、この「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務については、経過措置が設けられていないことです(事業報告等への記載義務については、法務省令の改正において経過措置が設けられるかどうかによって変わってきます。)。したがって、改正法の施行後に開催される定時株主総会において、すぐに対応が必要となりますので、現時点で社外取締役を置いていない上場会社においては、新たに社外取締役の選任を目指すのか、現状を維持するのか、ご検討いただく必要があります(なお、当該定時株主総会において新たに社外取締役を選任する場合でも、少なくとも説明義務は免れませんが、その内容は比較的簡潔なもので足りると思われまます。)

(2) 社外取締役・社外監査役の要件の見直し

① 社外取締役等の要件における親会社等の関係者等の取扱い

社外取締役の要件には、従前の規制に加え、株式会社の親会社等^{注3}の取締役、執行役、支配人その他の使用人、兄弟会社の取締役(社外取締役を除く)、執行役、支配人その他の使用人(業務執行取締役等)でないことが追加されました(法2条15号ハニ)。さらに、取締役、執行役、支配人その他「重要な」使用人の近親者(配偶者又は2親等内の親族)でないことも要件として追加されました(同条15号ホ)。

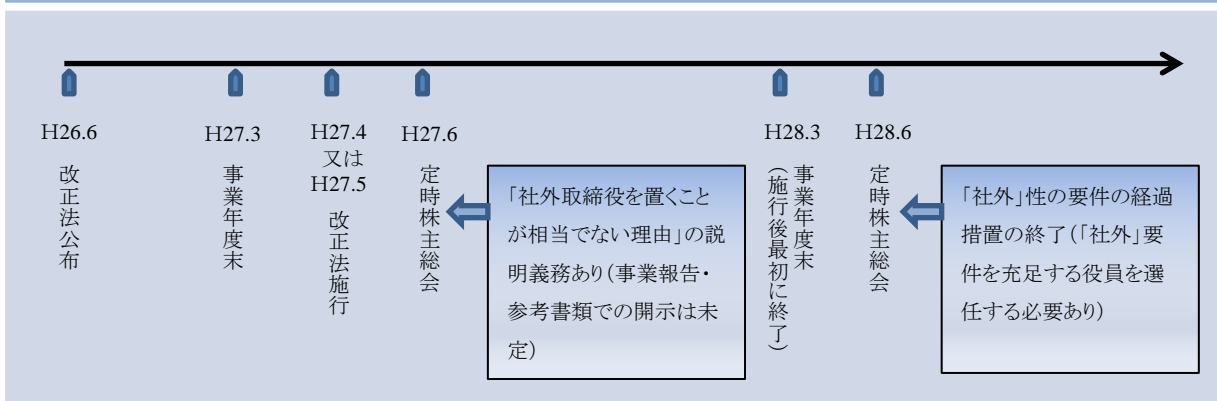
社外監査役の要件には、これらに加えて親会社等の監査役でないことが追加されます(同条16号ハニホ)。したがって、親会社の監査役は、子会社の社外取締役には就任可能ですが、子会社の社外監査役には就任できないことになる点に注意が必要です。

② 社外取締役等の要件に係る対象期間の限定

他方、現行法における社外取締役及び社外監査役の就任前における会社及び子会社との関係に関する要件(過去要件)は緩和され、会社又は子会社の業務執行取締役等でなかったことを求められる期間は、就任前10年間に限定されました(法2条15号イロ、16号イロ)。

これらの要件についての経過措置としては、改正法の施行の際に現に改正前の要件を充足する社外取締役又は社外監査役を有する会社の社外取締役又は社外監査役は、その施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結時までは改正前の要件を充足すれば足り(附則4条)。したがって、例えば3月決算・6月総会の会社であれば、以下のスケジュールのとおり平成28年6月の定時株主総会までに改正法の要件を充足する社外役員を確保すれば良いことになります(他方で、任期途中の社外役員であっても、平成28年6月以降は「社外」の要件を喪失する点には注意が必要です。)

3月決算・6月総会の上場会社における対応スケジュール



(3) 責任限定契約を締結できる役員範囲の拡大等

上記(2)の改正により社外取締役の要件を充足しなくなった取締役等、業務執行に関与せず、もっぱら経営に対する監督・監査を行うことが期待される者については、事前に責任限定契約によりリスクを限定する余地を認めるため、「社外」であるかどうかにかかわらず、業務執行を行わない取締役及び監査役について、責任限定契約を締結できることになり(法427条1項)、「最低責任限度額」(法425条1項)は、業務執行を行わない取締役についても、職務執行の対価として受ける財産上の利益の2年間分とされました。

この改正により、責任限定契約を締結できる役員範囲が大きく広がる(社外監査役以外の監査役と社外取締役の要件を充足しないものの業務執行を行わない取締役も含まれる)ため、定款変更を行った上で、これらの役員との間で責任限定契約を締結することについても検討が必要と思われまます^{注4}。

(4) 監査等委員会設置会社制度の創設

改正法では、社外取締役の取締役会における議決権行使を通じた経営への決定の関与による実効的な監督機能を活かすため、新たな制度として、「監査等委員会設置会社」(法2条11号の2)というガバナンスの類型を設けることになりました(なお、要綱案における「監査・監督委員会設置会社」という名称から、改正法では「監査等委員会設置会社」に変更されています。また、これに伴い、従来の「委員会設置会社」の名称は、「指名委員会等設置会社」に変更されました(法2条12号)。

これは、取締役会の監督機能の充実の観点から、自ら業務執行をしない社外取締役を複数置いて業務執行と監督の分離を図り、社外取締役が監査を担うとともに、経営者の選定・解職等の決定への関与を通じて監督機能を果たすことを目的とする制度です。

監査等委員会は、定款の定めによって置くことができる任意の制度ですが、これを設置する場合、取締役会及び会計監査人を置く必要がある一方で、監査役を置くことはできません(法327条)。

監査等委員会は、取締役である3名以上の委員(監査等委員)で組織され、その過半数は社外取締役でなければなりません(法331条6項)。したがって、監査等委員会設置会社では、少なくとも2名の社外取締役が必要となります。なお、常勤の監査等委員を置くかどうかは任意とされましたが、立法担当者によれば、法務省令において、事業報告で、常勤の監査等委員を置かない理由を記載する方向で検討中とのことです。

なお、監査等委員会設置会社では、監査等委員以外の取締役が業務執行を行うことになり、監査等委員である取締役は、代表取締役を兼任することはできません(法399条の13第1項3号、3項)。

その他の監査等委員会設置会社制度の特徴については、右の表のとおりです。

監査等委員会設置会社制度は、あくまでこれまでの機関設計に加えて、新たな選択肢が増えるに過ぎませんので、設置が強制されるものではありません。他方で、前記(1)のとおり、社外取締役の設置が促進される一方、前記(2)のように社外取締役の要件が厳格化されているため、社外取締役の存在しない監査役設置会社においては、新たに独立性の高い社外取締役候補者を探すのには相当な負担が生じるおそれがあります。そのような場合、現状の監査役会を廃止して、社外監査役を監査等委員に移行させるなど、監査等委員会設置制度を利用するメリットはあると思われま^{注12}。

監査等委員会設置会社制度の特徴

- 業務執行は、代表取締役等の業務執行取締役が行うのが原則だが^{注5}、定款の規定等により、代表取締役等に対し大幅に決定権限を委任することができる^{注6}。
- 監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって選任され、その任期は2年となる^{注7}。
- 監査等委員の選解任及び報酬等の決定等は、監査役と同様に保護される^{注8}。
- 監査等委員会及び監査等委員の権限は、指名委員会等設置会社の監査委員会及び監査委員と同様の権限となる^{注9}。
- 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役(監査等委員である取締役に限られない)の①選解任及び辞任、②報酬等につき、株主総会における意見陳述権を有する^{注10}。
- 取締役と会社との間の利益相反取引に関する任務懈怠の推定は、監査等委員会が承認した利益相反取引については及ばない^{注11}。

(5) 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定

現行法では、監査役設置会社における会計監査人の選解任等に関する議案等を、会計監査人による監査を受ける立場にある取締役又は取締役会が決定することになっており、会計監査人の独立性の観点から問題があるため、改正法では、監査役又は監査役会に、会計監査人の選解任等に関する議案の決定権が付与されました(法344条)。

なお、改正法の施行日前に株主総会の招集手続が開始された場合^{注13}には、改正法の適用はありません(附則15条)。

(6) 資金調達の場合におけるコーポレート・ガバナンスの在り方

その他コーポレート・ガバナンスに関連する改正として、資金調達の場合においても、右図のとおり3点の改正がなされます。

特に①については、現行法では、公開会社においては有利発行に該当しない限り、取締役会は授權枠の範囲であれば、株主総会決議を経ないで募集株式を発行できますが、

改正法では、支配株主の異動を伴う募集株式の発行の場合(引受人が結果として議決権の過半数を取得する場合)には、情報開示の充実を図るとともに、一定割合の議決権を有する株主(原則として総株主の議決権の10分の1)の反対があった場合には、会社の財産状況が著しく悪化しており、事業の継続のため緊急の必要があるときを除き、原則として株主総会決議を要することとされていますので(法206条の2)^{注14}、第三者割当増資によるM&Aの場合には、注意が必要です。

①支配株主の異動を伴う募集株式の発行等(法206条の2等)

②仮払込みによる募集株式の発行等における引受人・取締役の責任等(法213条の2等)

③新株予約権無償割当に関する割当通知の時期の見直し(法279条)

3. 親子会社に関する規律に関する改正点等

親子会社に関する規律に関しては、①多重代表訴訟制度の創設、②特別支配株主の株式等売渡請求等キャッシュ・アウトの手段の創設や株式買取請求制度の改善、③組織再編等の差止請求、④会社分割等における債権者の保護等が重要なものですが、紙幅の関係上、本レターにおいては説明を省略させていただきます。なお、要綱案に記載のあった金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求権は、改正法では設けられませんでした。

以上

- (注1) 東京証券取引所等は、平成26年2月10日に上場規則を改正し、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない旨の規定を既に設けている。
- (注2) なお、改正法附則25条では、政府は、改正法施行後2年経過後に、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとするとしており、立法担当者によれば、具体的な措置が決まっているわけではないとのことであるが、促進効果次第によっては義務付けもあり得るのではないと思われる。
- (注3) なお、「親会社等」には、親会社だけでなく、いわゆるオーナーである株主等の自然人を含む(法2条4号の2)。
- (注4) 立法担当者によれば、改正法の施行前に開催される株主総会において、改正法の施行を条件として定款を変更することは可能と考えられている。
- (注5) 監査等委員会設置会社の取締役会は、指名委員会等設置会社と同様にモニタリングが中心となり、経営の基本方針、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定及び解職等に限定されず、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない(法399条の13第1項、第4項)。
- (注6) ①監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合、又は②定款で定める場合には、指名委員会等設置会社において執行役に決定の委任ができないとされている事項を除き、取締役会決議により、取締役に重要な業務執行の全部又は一部の決定を委任することができる(法399条の13第5項、6項)。
- (注7) それ以外の取締役は1年となる(法332条)。
- (注8) 監査等委員である取締役の選任議案についての同意権及び議題・議案提案権が監査等委員会にあること、監査等委員である取締役の解任には、株主総会の特別決議が必要とされること、監査等委員には、選解任又は辞任について意見陳述権があり、報酬についても、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等とは区別して定められること等(法342条の2、344条の2、361条)。
- (注9) 法399条の2から399条の7。監査の範囲は、監査役とは異なり、適法性監査のみならず妥当性監査も含むことになり、内部統制部門を通じた監査を行うことが想定されている。
- (注10) 法342条の2第4項、361条6項、399条の2第3項3号
- (注11) 法423条4項
- (注12) 現在社外監査役が2名いる監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する場合、社外監査役2名をそのまま監査等委員である社外取締役とすれば、新たに社外取締役を追加選任しなくても、上記(1)の要請を充たすことができることになる。
- (注13) 取締役会が株主総会の招集の決定をした時点をもって判断することになる。
- (注14) 改正法の施行日前に募集事項を決定する場合には、改正法の適用はない(附則12条)。